

特別高圧電力利用 事業者緊急支援金 申請の手引き

「特別高圧電力利用事業者緊急支援金」の
不正受給は犯罪です。

電気料金高騰の影響を受けている、道内において
特別高圧電力を利用する中小企業者に対し、電気
料金の一部を支援します。

【2025年7月～9月利用分】

申請期間：2025年10月28日～12月26日

北海道特別高圧電力利用事業者
緊急支援金 事務局

(ホームページ「北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金」で検索)

問い合わせ先 011-500-9521

対応時間 午前9時から午後5時

(平日のみ対応・2026年1月16日まで開設)

対象要件

①道内で特別高圧電力を利用する中小企業者または事業協同組合（※）
（以下のいずれかを満たすこと）

- ・ 特別高圧電力の受電契約を締結していること
- ・ 特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること
（大型商業施設のテナント等）

※ただし、みなし大企業を除く

※事業協同組合は組合企業分をとりまとめて申請してください。

②申請日時点において北海道内に事業所を有しており、
引き続き北海道内にて事業を継続する意向がある中小企業者

※居住用のみの用途で使用している施設（マンション等）は対象外

※特別高圧電力とは

- ・ 受給電圧が7,000V以上の電力（例：大型商業施設、工業団地等）

※特別高圧を受電している施設とは

- ・ 自社で特別高圧受変電設備を設置
- ・ 電気主任技術者を配置また委託し、定期的に受変電設備の点検等を実施している

※中小企業者の定義

業 種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業・建設業・運輸業 その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※みなし大企業とは

以下の(1)から(5)のいずれかに該当する中小企業者

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。

また、海外企業についても中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなします。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)から(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

対象期間・支援金単価

対象期間	2025年7月・9月	2025年8月
支援金単価	1. 0円/kWh	1. 2円/kWh

※ 1円未満の端数がある場合は切り捨て

※ 申請にあたっては、複数月分をまとめて申請してください。

※ 申請額合計の上限額は 1事業所あたり合計額 「最大50万円」となります。

対象外要件

● 下記に該当する場合は、対象外となります。

- ① 国、法人税法別表1に規定する法人（公益法人）
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織又は団体
- ⑤ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業でない者
- ⑥ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ⑧ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
- ⑨ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑪ みなし大企業（次の(1)から(5)のいずれかに該当する者）
※ 国及び自治体等の公的機関は次の(1)から(5)において大企業とみなします。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - (5) (1)から(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑫ 前各号に掲げる者のほか、緊急支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

申請方法・受付期間等

①郵送申請

《受付期間》2025年10月28日（火）～12月26日（金）

※郵送は当日消印有効

②WEB申請

《受付期間》

2025年11月4日（火）13：00～12月26日（金）18：00

※詳細は専用ホームページをご覧ください。

「北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金」で検索）

郵送先

〒060-8407

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金 事務局
(※住所の記載不要)

- ・簡易書留や一般書留、レターパックプラス（ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるの）で郵送ください。
 - ・料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。
- ※申請書類等はホームページよりダウンロードしてください。

ご不明な点がございましたら下記の事務局まで
お問い合わせください。

北海道特別高圧電力利用事業者
緊急支援金 事務局

問い合わせ先 **011-500-9435**

対応時間 午前9時から午後5時

(平日のみ対応・2026年1月16日まで開設)

使用電力量の算定について

- ①施設管理者が申請する場合
請求書等に記載されている
電力量とします。

2023年 5月 1日発行
北海道電力株式会社
Hokkaido Electric Power Co., Inc.

電気料金等の請求のお知らせ

社 様

日頃より、格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
ご請求につきましては次のとおりでございます。

お客さま番号	1000
ご請求番号	21-00004
供給地点特定番号	01-19

ご請求年月	2023年 5月分	金 額 目 録	2023年 7月 3日
ご請求金額	2,471,784円	口座振替予定日	2023年 6月21日
		次回ご請求予定日	2023年 7月 1日

ご契約住所

〇ご契約内容	契約種別	特別高圧電力（A料金）	使用期間	5月 1日 ~ 5月31日	
契約電力	主契約	5,525kW	予備線	5,525kW	
供給電圧	主契約	60kV			
〇ご使用実績	使用電力量	合計	2,471,784kWh	最大需要電力	5,525kW

- ②各テナント等に子メーターが付いている場合
施設管理者等から発行される請求書等に記載されている使用電力量と
します。

請 求 書

北海道商事株式会社 御中

No. 1001
請求日 〇〇〇〇/〇/〇

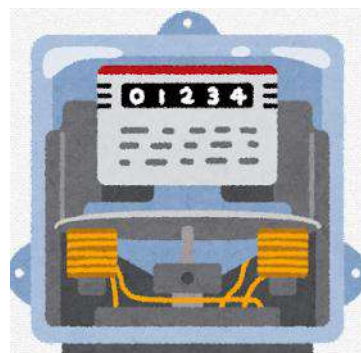
下記のとおり、御請求申し上げます。

件名 〇〇分家賃として
支払期限 〇〇〇〇/〇/〇
振込先 〇〇銀行 本店 普通 1111111
ホッカイドウアドウサン（カ）

北海道不動産株式会社
〒060-0003
札幌市中央区北3条西1丁目
TEL：011-123-4567
担当：●●

合計 726,000 円（税込）

摘要	数量	単位	単価	金額
5月分賃料	1	式	500,000	500,000
5月分共益費	1	式	50,000	50,000
5月分清掃料	1	式	30,000	30,000
4月分上下水道料	1	式	25,000	25,000
4月分電気使用量 (350kWh)	1	式	55,000	55,000



- ③各テナントに子メーターが付いていない場合
施設管理者から請求される電気料金を事務局にて定めた単価にて割り
返して求めた数値（小数点第二位まで）を使用電力量とします。
※基準単価は、北海道電力が定める特別高圧電力の料金単価とします。
（業務用電力または特別高圧電力の電力量料金A）

請 求 書

北海道商事株式会社 御中

No. 1001
請求日 2023/5/1

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名 5月分家賃として
支払期限 2022/5/31
振込先 〇〇銀行 本店 普通 1111111
ホッカイドウアドウサン（カ）

北海道不動産株式会社
〒060-0003
札幌市中央区北3条西1丁目
TEL：011-123-4567
担当：●●

合計 748,000 円（税込）

摘要	数量	単位	単価	金額
5月分賃料	1	式	500,000	500,000
5月分共益費	1	式	50,000	50,000
5月分清掃料	1	式	30,000	30,000
4月分上下水道料	1	式	25,000	25,000
4月分電気使用量	1	式	75,000	75,000

対象月の考え方について

- ・検針日が毎月1日の場合
（例）検針日が10/1の場合、9/1～9/30が料金算定期間となり
9月分となります。
- ・施設により異なりますので詳細はコールセンターにお問い合わせください。

※事業所毎の申請となります。

申請パターン①

契約締結事業者
テナント入居者（※）

申請

事務局

申請パターン②

商業施設等の
施設管理者
(中小企業者)

申請

事務局

- ・施設管理者が管理している共用部分等が対象
- ・計算にあたっては全体の使用電力量から入居者等が利用している電力量を差し引いて算出

申請パターン③

※事業協同組合のみ

組合員

分配

事業協同組合

申請

事務局

- ・組合員の使用量一覧等が必要
- ※詳細はコールセンターまでお問い合わせください。

申請に必要な書類

※事業所毎の申請となります。

申請には、以下の証拠書類等の提出が必要となります。
内容によっては追加で書類の提出をお願いすることがあります。

必要な書類	初めて申請される 対象事業所 (法人/個人事業主)	2024年8月～2025年 3月利用分の給付を どこかひと月でも 受給済みの対象事 業所
交付申請書（様式第1号）	●	
使用電力量報告書兼 補助金交付請求書 (様式第2号)	●	●
宣誓書（様式第3号）	●	●
通帳の写し (中開き1～2ページ)	●	
特別高圧電力の受電契約がわかるもの (電力供給契約書、検針票、請求書等の写し)	● ※	
対象月の使用電力量がわかるもの (検針票、請求書、領収書等の写し)	●	●

※対象事業所が自己所有の場合のみ
契約期間が対象期間内の書類提出をしてください。

交付申請書（様式第1号）

様式第1号

令和 7年 10 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金 交付申請書

・道内に事業所を有しており、特別高圧電力の受電契約を締結している中小企業者及び事業協同組合または特別高圧電力の受電施設内において電気を使用している中小企業者が対象となります。

・事業所毎の申請となります。

1 企業概要

所在地	〒 ●●●●-●●●●●● 札幌市中央区北●条西●丁目1-1 ※法人は登記住所、個人は代表者の住所を記入してください。															
事業者名	フリガナ	ホッカイドウカブシキカイシャ														
	法人名又は屋号	北海道株式会社														
	代表者役職	代表取締役														
	フリガナ	ホッカイ						タロウ								
	代表者氏名	姓	北海						名	太郎						
申請者の種別	選択	☒ 法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		☐ 個人事業主	生年月日	年 月 日												
担当者氏名	経理担当 北海 花子						メールアドレス	●●●●●@gmail.com								
連絡先	固定電話	011-●●●●-●●●●●●						携帯電話	080-●●●●●-●●●●●●							
通知書送付先	〒 ※所在地と別住所に送付希望の場合のみ記入をしてください。															
申請者概要	資本金等	1,000,000 円 ※法人のみ				従業員数	10 人 ※法人のみ									
	設立年月日	2015 年 1 月 1 日				業 種	衣料業									

2 申請事業所情報

申請事業所	フリガナ	ホッカイドウクリーニング ホッカイスーパー オオドオリテン														
	事業所名	北海道クリーニング 北海スーパー大通り店														
申請事業所所在地	〒 ●●●●-●●●●●● 札幌市中央区北●条西●丁目5-5 北海スーパー 大通り店内															
申請事業所電話番号	011-●●●●●-●●●●●●															
形態	自己所有 施設内入居テナント															

交付申請書（様式第1号）

3 口座情報

金融機関名	北 海 銀 行						
金融機関コード	1	2	3	4			
支 店 名	北支店						
支 店 コード	1	2	3				
口 座 種 別	普通・当座						
口 座 番 号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人（フリガナ）	ホッカイドウ カ）						

■提出書類の確認（※提出時に、□へチェックしてください。）

提出書類		チェック
交付申請書（様式第1号）		☒
使用電力量報告書兼補助金交付請求書（様式第2号）		☒
1	宣誓書（様式第3号）	☒
2	通帳の写し	☒
3	特別高圧電力の受電契約がわかるもの （電力供給契約書、検針票、請求書等の写し）	☒
4	対象月の使用電力量がわかるもの （検針票、請求書、領収書等の写し）	☒

※2024年8月～2025年3月分を申請された方は、2、3の書類は提出不要です。

※施設内入居テナントの場合、3の書類は提出不要です。

使用電力量報告書兼補助金交付請求書（様式第2号）

様式第2号

令和 7年 10月 28 日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金 使用電力量報告書兼補助金交付請求書

特別高圧電力利用事業者緊急支援金申請・給付要領第6条に基づき、関係書類を添えて報告・請求致します。

1 企業概要

事業者名	フリガナ	ホッカイドウカブシキカイシャ	
	法人名又は屋号	北海道株式会社	
	代表者役職	代表取締役	
	フリガナ	ホッカイ	タロウ
	代表者氏名	姓 北海	名 太郎

2 申請事業所情報

申請事業所名	北海道クリーニング 北海スーパー大通り店
--------	----------------------

3 使用電力量報告書

対象期間	電力量 (A) (kwh)	申請金額 (A) × 補助単価
2025年 7 月	3, 500 kWh	3, 500 円
2025年 8 月	4, 200 kWh	5, 040 円
2025年 9 月	2, 500 kWh	2, 500 円
合計申請金額 (※上限50万円)		11, 040 円

1 円未満端数切り捨て

※1 円未満端数切り捨て

※補助単価は、2025 年 7 月・9 月は 1.0 円、2025 年 8 月は 1.2 円となります。

※申請額合計の上限額は合計で最大 50 万円となりますが、予算の範囲内での支給となるため、申請状況によっては支給額が減額となる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

4 添付書類について

・使用電力量がわかる書類

宣誓書（様式第3号）

※ボールペンにて自署（代表者名）及び押印してください。（シャチハタ不可）

様式1

宣誓書

特別高圧電力利用事業者緊急支援金（以下「緊急支援金」という。）申請・給付要領（以下「要領」という。）第7条に基づき、下記の事項について誓約します。

- 1 要領第4条に定める給付要件を満たしています。虚偽又は不正が判明した場合は、緊急支援金を遅滞なく返還します。
- 2 申請対象事業所は、申請日時点で事業を行っており、引き続き事業を継続する意思があります。
- 3 提出した基本情報等が緊急支援金の事務のために第三者に提供される場合及び緊急支援金の給付等に必要な範囲において申請者情報が第三者から取得される場合があることに同意します。
- 4 申請に際し提出した書類を電磁的記録等により5年間保存します。
- 5 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。
- 6 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意します。
- 7 下記のいずれにも該当しません。
 - 一 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
 - 四 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - 六 みなし大企業（次の各号のいずれかに該当する者）
 - イ 発行済株式の総数又は出資額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ロ 発行済株式の総数又は出資額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ニ 発行済株式の総数又は出資額の総額をイからハに該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ホ イからハに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- 8 知事から給付される緊急支援金の受領権限を北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局（以下「事務局」という。）に委任し、事務局がその全額を遅延なく、要領第6条第4項に従い指定された口座へ振り込むことに同意します。

北海道知事 鈴木 直道 様

令和7年10月28日

事業所名 北海道株式会社 北海道クリーニング 北海スーパー大通り店

代表者名 代表取締役 北海 太郎

北海
太郎

自署

シャチハタ
不可

通帳の写し

※初めて申請される対象事業所または 2024年8月～2025年3月利用分の給付をどこかひと月でも受給済みの対象事業所で登録している口座の変更を希望した事業所

中小法人等においては、法人名または代表者名義、個人事業主においては申請者本人名義の通帳の写しの提出が必要になります。

提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ表記を確認できるように、スキャンまたは撮影を行ってください。

※ 電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

通帳を開いた 1・2 ページ目

カブシキガイシャ〇〇〇〇 サマ

通帳限度額	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
は次のとおりです。	普通預金	円		000	普通預金 1234567
	定期預金	円			定期預金

株式会社〇〇銀行 印
【銀行コード：4321】
口座店名 〇〇〇〇支店
TEL 03-0000-0000

電子通帳 画面コピー

口座番号

20 年 月 日

タロウ 様

お取引店

店番号	XXX	支店名	XXXXX
預金種別	決済用残高振替(振込)		口座番号 XXXXXXX

Web通帳

口座のご名義は、カタカナにて表示しております。

特別高圧電力の受電契約がわかるもの

※初めて申請される事業者のみ提出

- ・ 下記のいずれかのもの

電力供給契約書の写し、検針票の写し、請求書の写し
電力会社会員サイトのスクリーンショット

※契約電力が記載されているものに限る

対象月の使用電力量がわかるもの

※申請毎に提出

- ・ 下記のいずれかのもの

検針票の写し、請求書の写し

電力会社会員サイトのスクリーンショット

特別高圧電力の受電契約がわかるもの（例）

電力供給契約書

○○○○ (以下「甲」という。) ○○○○ (以下「乙」という。)

とは、○○○○で使用する電気の需要に関し、次の条項により契約を締結する。

(鑑別)

第1条 甲および乙は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、説明書およびこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書および仕様書等を内容とする電力供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、この契約書および仕様書に基づき、契約書記載の契約期間中に、甲の需要場所で使用
する電力を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

4 この契約に係る請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単価は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

8 この契約の履行に関して電気料金を算定する場合の単位およびその端数処理は、仕様書に定めるところによるものとする。

9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによりものとする。

10 この契約書および仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

1.1 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

1.2 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次のとおりとする。ただし、以下の各金額には消費税および地方消費税額を含むものとする。

電気基本料金単価 00000円 銭/キロワット

電力料金単価 夏季(7~9月)

電力料金単価 夏季(7~9月) ○○○○円 銭/キロワット時
その他季節 ○○○○円 銭/キロワット時

対象月の使用電力量がわかるもの（例）

2023年 6月 1日施行

北海道電力株式会社
Hokkaido Electric Power Co., Inc.

電気料金等の請求のお知らせ

社 經

日頃より、格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
ご請求につきましては次のとおりでございます。

お客様番号	1000- [redacted]
ご請求番号	21-00004- [redacted]
供給地点特定番号	03-10 [redacted]

ご請求年月	2023年 5月分	支払期日	2023年 7月 3日
ご請求金額	[REDACTED] 円 (5%消費税等相当額) 円	口座振替予定日	2023年 6月21日
		次のご請求予定日	2023年 7月 1日

产梨的住所

○契約内容	契約種別	特別高圧電力（A科金）	使用期間	5月 1日 ～ 5月31日
契約電力	主契約 5,320kW	手留額 5,320kW		
供給電圧	主契約 60kV			
○使用実績	使用電力量	合計 2,471.78kWh	最大需要電力 5,252kW	

○ご使用実績	使用電力量	合計	2,421.78kWh	最大需要電力	5.75kW
--------	-------	----	-------------	--------	--------

・上記電気料金は、口座振替によるお支払いとなります。
金融機関名
店舗コード 口座番号

【お問い合わせ先】料金事務センター
0570-092-500
※お掛け間違いのないようにお願いします。
受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日、12/29～1/3、3/1を除く）